



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

令和6年9月号

代表
便り

水泳とパリオリンピック

とても暑い日が続いております。

連日パリオリンピックが盛り上がっていますね。(執筆8月6日)

私は競技の中でも割と水泳を見るのが好きです。ゴールまで適度な時間がかかるので、後半の追い上げとかハラハラしますよね。陸上でいえば、マイルリレー(400×4)のような感じ。

さて今月は、何を書こうかと迷っていましたが、水泳に関して書きます。

私、実は、金づちだったんです。

正確には、小学、中学、高校時代に大の水泳嫌いだったというか。昔溺れかけた時もあったし、習ったことがなかったの、凄く苦手意識があって、中学の時は25メートルのクロール35秒、平泳ぎ50秒位かかった記憶があります。おそっ(笑)

あっ、基本的に私、運動神経は良いんですが!!水泳以外の体育はいつも5をもらってましたが!!水泳だけは、全くダメで(;ω;`)

はい、コンプレックスでした。それが社会人になって、ジムに行くようになり、図書館でクロールの本を借りて読んでみたりして、一人で努力させて頂きました。

すると、なんということでしょう!人一倍、早く、長く泳げるようになりました。水への恐怖心もなくなり、その後、ダイビングのライセンスも取ったりしました。

昔読んだ成功哲学によると「過補症」というらしいです。コンプレックスを感じ、それを克服しようとして頑張ると人一倍上達できるということらしいです。何でも弱点を克服していく過程が、脳の嬉しいと感じるホルモンの分泌を助けるそうです。

人間、やれば出来るもんだなと気づいた経験です。苦手意識があって避けていると、一生成長しない。真正面から立ち向かい続けると人一倍やれるようになるという科学的にも説明できる話です。

ちなみに平泳ぎは、全く立ち向かってないので、実は遅いままだったりしますが(笑)

9月の税務

- ・ 所得税の予定納税額の納付(第1期分) 納付期限…9月30日(月)
- ・ 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…9月30日(月)
- ・ 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…9月30日(月)

インター
店
便り

気持ちは夏色のナンシー 🌻

こんにちは。連日の酷暑により、寝苦しい夜が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか？

私は田んぼ・畑仕事でこんがり焼けてまいりました。5月号にて梅ポーイズについて執筆させていただきましたが、実は私も2年前より梅干し作りをしています。

手軽で場所も取らない“ジップロック”を使用した作り方で、塩分15%で塩味と酸味のバランスが抜群です 😊 早速土用干しも終わり食卓に並んでおります。

残った梅酢でから揚げを作るとこれまた美味です。鶏肉2枚に対して、梅酢を大さじ2 & すりおろしにんにくで漬け込み、小麦2片粟粉1の割合で粉をまぶして揚げるのですが、しっかりと臭みは消え噛むごとに梅干しの酸っぱさが口にほんのり広がりさっぱり食べることができます。

レシピを教えてあげたら早速作ったスタッフよりお子様に大好評だったとの声。(酒飲みにはもっとスパイスが欲しいとの声も 🍷) よろしければぜひお試しください。

さて、先日6月に受診した健康診断の結果が配られました。あちこちで「〇〇が(悪かった)」や「去年よりも〇の数値が上がった」等の悲鳴?も聞こえる中、なんと今年も総合A判定 🌟 すべての項目がAでした! 体の中は美魔女なんです(見た目も美魔女だよって思ってくれている方…〇(大脇)ポイント進呈 🍀)

今月は税務から少し離れて労務のお話し。

例えば、健康診断中に転倒し負傷した場合労災に該当するのでしょうか？

業務災害は、労働者が労働契約に基づき使用者の支配・管理下(業務遂行性)、災害が業務を原因として発生したものであること(業務起因性)が認定要件になります。

健康診断の実施と受診は、労働安全衛生法第66条により、事業者と労働者双方に義務付けられています。よって、健康診断中に起きた事故については、事業主の支配・管理下にあると考えられる為「業務遂行性」が認められます。

しかし、健康診断は「一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないのではない」と解釈され、原則「業務起因性」は認められないということになります。(※但し、転倒したところに資材が散乱しており、その資材にあたって負傷した等事業場の設備・施設や管理状況等に原因があった場合は、業務起因性が認められたケースもあります。)

以前他スタッフが前職で経験した案件で、美容機器営業労働者が顧客宅へお伺いし、お話ししている際顧客の飼い猫に手をひっかかれて“猫ひっかき病”を発症した事案があったそうです。

業務遂行性は認められるが、業務起因性はあるか否かが争点だったそうですが、「ねこちゃんかわいいですね～」と猫に手を差し出していたら業務起因性が認められず、今回のケースはたまたま猫からひっかきに来たものだったため業務起因性が認められ業務災害として給付を受けられたそうです。

後日談で、労災保険の給付の原因である事故(災害)が第三者の行為等によって生じたものであった場合、第三者が損害賠償の義務を有している為「第三者行為災害届(事故の状況等を記載する物)」の提出が必要で、労働基準監督署より相手側にも記載をしてもらうよう依頼があったそうです。

相手側…猫?猫は書けないから飼い主となり、飼い主はお客様のため書いてもらうことは厳しい…となり提出しなくても給付は受けられたそうです。

本店
便り

新入社員紹介⑤

文責：亀田

9月になりましたが、まだまだ暑い日が続いていますね。熱中症にならないように気を付けてください。
今月で最後の新入社員紹介になります。今後ともよろしく申し上げます。

4月から中途として入社しました。瀧上です。

未経験ですが、総務として働かせていただいております。前職は営業職でした。

話しやすさを生かし、相談しやすい人を目指していきます。よろしくお願いいたします。

ここで私の最近ハマったスポーツ（遊び）を紹介させていただきます。

それは、モルックです。モルックをみなさんは知っていますか。

ルールがシンプルでモルックを投げて倒れたスキットルの内容によって得点を加算していき、先に50点ピッタリになるまで得点した方が勝ち！というゲームです。

大人6人でやりましたが盛り上がりました。



道具がないとできませんが、9月は3連休が2回あるのでぜひ体験してみてください。

ちなみに、私はドンキで、約1,000円で購入しました。

皆様と直接お話をさせてもらう機会は少ないかもしれませんが、今後ともよろしく申し上げます。

行楽
日記

かすがい郡上踊り

文責：倉橋

5月に勝川駅前商店街で開催された『かすがい郡上踊り』に行ってきました。

郡上踊りは、7月中旬から9月上旬にかけて岐阜県郡上八幡で30夜以上にわたって踊られる盆踊りです。

徳島の阿波踊り、秋田の西馬音内盆踊りと合わせて日本三大盆踊りとされています。

お盆には夜から朝方まで徹夜で踊り明かす「徹夜おどり」もあり有名です。

実家が郡上なので子供の頃よく出かけていました。

商店街に着くと「郡上のな～ 八幡出てゆくと～き～は ア～ソンレンセ」の聞き覚えのあるおはやしと下駄の音が聞こえてきました。

本場の会場のように熱気があり、やぐらの周りには踊りの輪が広がり多くの人で賑わっていました。

郡上踊りの三種の神器と言われている踊り下駄、浴衣、手ぬぐいや郡上の特産品も販売されていました。

踊りを楽しんだ後、お土産にとちの実せんべいを買って帰りました。

久しぶりで懐かしい味でした。



令和 6 年 10 月より倒産防止共済が損金にならない場合もあり！？

文責：舟橋

令和 6 年度税制改正大綱により、『中小企業倒産防止共済』に改正がありました。

タイトルにもある倒産防止共済とは、国（独立行政法人）が運営する共済制度であり、取引先事業者の倒産が原因で、連鎖倒産や経営困難に陥らないように支援するための制度です。

連鎖倒産を防ぐための共済制度ですが、掛金が損金（法人）、必要経費（個人）に算入ができることも大きなメリットです。

しかし、近年では節税のみを目的として加入をし、短期間で脱退・再加入を繰り返す加入者が増加傾向にあり、中小企業庁は「連鎖倒産への備えが不安定となるため、本来の制度利用に基づく行動ではない」と指摘しています。

今回の改正で令和 6 年 10 月 1 日以降に任意解約し再度加入した場合、解約日から 2 年を経過する日までの掛金は損金算入することができなくなりました。

では、改正前に解約した方がいいのでは？と解約の検討をされる方も少なくはないかもしれませんが、解約した際に戻ってくる解約手当金は課税対象となり法人税・所得税に大きな影響がでる可能性がありますので解約手続きは慎重に行う必要があります。

また、掛金を納める期間が 40 カ月未満の場合は解約手当金が 100%を下回りますので注意が必要です。

改正があり一定の制限が出たものの、倒産防止共済を上手く活用することで、取引先の倒産等のリスクに備え、税金を抑えつつ、比較的安全に積み立てができる制度であることに変わりはありません。

倒産防止共済の加入や解約の検討をされている方は担当者にご相談ください。

【参考】 中小企業庁「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について」

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kyousai/022/002.pdf>

無料経営相談実施中！！

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info